

東京都交通局図書類取扱要綱施行細則

平成3年4月1日
2交総第1474号

(趣旨)

第1条 この細則は、東京都交通局図書類取扱要綱(平成3年3月31日2交総第1465号。以下「要綱」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特に指定するもの)

第2条 要綱第3条に規定する特に指定するものは、書籍のうち加除式のものとする。

(目録)

第3条 要綱第5条第1項の規定に基づく図書類目録(以下「目録」という。)の様式は、別記1号様式のとおりとする。

2 要綱第5条第1項に規定する特に指定するものは、乗客、職員等に配布するため購入するもの(移管を受けたもの、寄贈を受けたもの及び製作したものを含む。以下同じ。)及び一時の用に供するため購入するものとする。

3 目録を作成する図書類には、登録の証として、交通局蔵書印等を押なつする。

4 要綱第5条第3項の規定により総務部に送付する目録の写しは、9月30日現在のもの及び3月31日現在のものとする。

(廃棄等)

第4条 要綱第7条の規定による移管及び廃棄は、決定により行う。

2 図書類を廃棄したときは、当該図書類について、登録の証を消去し、目録から削除する。

1 この細則は、平成3年4月1日から施行する。

2 平成3年4月1日廃止された、東京都交通局図書類取扱規程(昭和31年交通局規程第1号)の規定に基づき、この細則の施行の日前に作成された図書類の台帳は、当分の間、この細則の規定に基づき作成した図書類目録として取り扱うことができる。

別記様式(第3条関係)

略